

# 春野秋山市民会館

## 避難所運営マニュアル



★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。

災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。



秋山地区自主防災組織・自治会

高知市

平成29年9月作成

令和4年7月改訂

# 【指示書】避難されてきた皆さんへ

避難者は屋外で待機します。

- 安全な場所で待機してください。状況に応じて、待機場所を変更してください。傷病者や体調不良者がいる場合は別途対応が必要です（すでに施設内に避難している人がいる場合は、再度案内をしましょう）。
- 避難所の開設には、皆さん一人ひとりの協力が必要です。
- 皆さんで助け合って、必要な作業を分担し、避難所の開設を進めてください。
- 高知市では、一般避難所で受け入れた要配慮者のスクリーニングを、原則、市職員が行い、必要な場合には、福祉避難所などに移送します。  
※要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児など特に配慮を要する方のこと

これから避難所の開設を始めます。



1 マニュアルを取り出します。

防災倉庫からマニュアルを取り出します。



2 リーダーと副リーダー（リーダーの補助役）を決めましょう。

リーダーも避難者の一人で、専門家ではありません。  
避難者全員で助け合って、作業を進めます。

○リーダーになったあなたは・・・マニュアルを手に取り、「リーダーカード」を確認し指示を出してください。周囲の協力を募り、落ち着いて行動しましょう（事前に決めていたリーダー候補者が来れば交代することもできます）。

○副リーダーになったあなたは・・・リーダーの補助を行います。リーダーは本部で全体を統括する必要があるため、その間、リーダーと各チーム長をつなぎ、指示系統や情報伝達に混乱が生じないように常に情報、状況の共有を図ってください。

# 目次

## 避難所運営の流れ

### 1 避難所を開設するための準備

- 1 避難所を開設するための準備 **リーダーカード**
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 受付の設置
- 1-3 避難所の区割り
- 1-4 トイレの確保

### 2 避難者の受入れ

- 2 避難者の受入れ **リーダーカード**
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 居住スペースへの誘導
- 2-3 トイレの巡回確認
- 2-4 傷病者の把握・応急対応
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援
- 2-6 ペットの受入れ
- 2-7 食料・物資の配給
- 2-8 被災者への情報伝達
- 2-9 災害対策本部との連絡

### 3 避難所の運営

- 3 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

### 4 基本情報

- 4 基本情報

# 避難所運営の流れ ①

避難所へ  
集まった人

避難者に屋外で  
待機をお願いします。

防災倉庫から  
マニュアルを  
入手します。

リーダーを  
決めます。

リーダーがチーム長を決め、「避難所を開設するための準備」のカードを各チーム長に渡し、作業を指示します。

## 1-1 避難所の安全確認

→避難所として使用可能か確認します。



使用不可能

ほかの  
避難所へ

使用可能



1  
避難所を開設するための準備

## 1-2 受付の設置

受付設置チーム



→受付を設置します。

## 1-3 避難所の区割り

区割りチーム



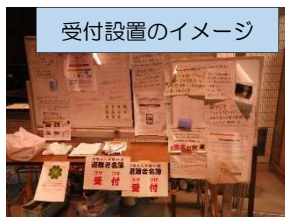
→避難所の区割りを  
行います。

## 1-4 トイレの確保

トイレチーム

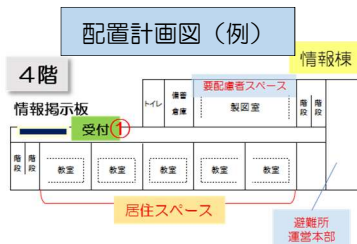


→既存トイレを立入禁止に  
し、簡易トイレを設置  
します。



受付設置のイメージ

避難者カード  
などを  
準備する。



訓練時の区割りの様子



簡易トイレ設置  
イメージ



移行

避難所開設の準備が整ったら、避難者の受入れに移行します。

→次のページ参照

# 避難所運営の流れ ②

リーダーがチーム長を決め、「避難所の受入れ」のカードを渡し、作業を指示します。



## 《役割について》

### 《内容》

- 2-1 避難者の受付  
避難者の受付を行います。
- 2-2 居住スペースへの誘導  
避難者を居住スペースまで誘導します。
- 2-3 トイレの巡回確認  
トイレが適切に使用されているか、巡回し確認します。
- 2-4 傷病者の把握・応急対策  
救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。
- 2-5 要配慮者の把握・生活支援  
要配慮者を把握して、スペースに誘導し、共助でできる範囲で生活支援を行います。
- 2-6 ペットの受入れ  
ペットスペースの設置、ペット同行避難者を把握します。
- 2-7 食料・物資の配給  
食料や物資などの配給を行います。
- 2-8 被災者への情報伝達  
避難者に対して、情報伝達を行います。
- 2-9 災害対策本部との連絡  
災害対策本部と連絡を取ります。

リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させます。

3-1 避難所運営委員会の設置

3-2 活動内容（班ごとの役割やスケジュール）

3-3 避難所のルール

閉鎖に向けた動き

# 要配慮者の受入れおよび福祉避難所などへのスクリーニングと移送の流れ

